



羽の情報便

先月に引き続き、源泉徴収について考えます。

■給与とは異なる賞与からの源泉徴収

賞与から源泉徴収する税額は、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表を参照して計算します。まず、賞与を支給する月の前月の給与から社会保険料を差し引いた金額を計算し、これを該当する金額ランクに当てはめ、同じ段に記載されている率を支給する賞与の金額に乗じた金額が賞与から源泉徴収する税額になります。ここで注意が必要なのは、賞与の金額でなく、前月の給与額が税額を計算する基になるということです。

■年末調整で修正

従業員に1年間給与を支払ったら、12月最後の支給時に年末調整をしなければなりません。これは従業員ごとに、1年間の給与の支給額とそこから天引きして徴収した所得税額とを比較して、正しい年税額との間で超過額があれば本人に還付し、不足額があれば納税する制度です。

ここで注意が必要なのは、源泉徴収税額表に記載されている税額は、あくまでも概算ということです。例えば、年内に結婚したり、子供が生まれた場合、当然、扶養家族が増える訳で、極端にいうと12月31日時点で扶養人数が増えれば、その年の1年間、扶養家族分が控除対象になるからです。従って、毎月徴収していた税額も変わってくるので、それを年末調整で修正します。

逆に12月31日時点で離婚すると扶養家族が一人減ってしまうので、税金を多く取られてしまいます。離婚するなら翌年の1月1日以降をお奨めします。

■徴収した税金は翌月納付

源泉徴収額は、その月に徴収した分は、翌月10日までに税務署に納付しなければなりません。その納付書は、税務署に準備されている「徴収高計算書」という用紙になります。支給した給与等の額や源泉徴収した所得税額等を記入して、税務署か指定金融機関に納めます。

但し、従業員数が10人未満の事業所においては、税務署に届出をすれば、1月から6月までの分をまとめて7月10日まで、7月から12月までの分をまとめて翌年1月10日までに納付するという方式を選択することもできます。

源泉徴収について(その二)



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

単身赴任で名古屋に来ていますが、家族は台東区に住んでいます。住民税は、名古屋で納めているのに台東区から均等割だけの納税通知書が来ました。これは、間違いではないでしょうか？

一月一日現在、他の市区町村で居住し、住民税を納めている場合でも、家族が居住している家が別の場所にある人は、均等割税を納めます。

これは、「家屋敷課税」と呼ばれ、市区町村や都道府県の保健や防災、教育などの費用を負担してもらっているためです。

また、店舗や事務所を持つ人も同様の理由で均等割税を納めなければなりません。但し、自己所有であっても他人に貸し付けていたり他人が居住しているものには該当しませんのでその区別で判断してください。



税金まめ知識（第27回）未払金

■未払金とは？

12月にクレジットカードなどを利用して物品を購入した場合、口座から引き落とされるのは翌年です。外注先の作業なども実行は12月中でも支払は翌年1月というケースも多々あるかと思えます。

これらは、未払金として計上することで、当年度の必要経費にすることができます。

経理上、売上や必要経費を計上するのは、物やサービスを提供したり、提供された時点で行うのが一般的です。代金の支払いが翌年であっても、年度内の経費と判断できるという訳です。

■締め日を過ぎても「未払金」の計上可能

支払い条件が「20日締め翌月末払い」の取引先があるとしします。通常、12月20日までの分が翌年1月末日、12月21日～1月20日までの分が翌年2月末日払いになります。

ここで12月21日～31日までの分に着目します。この期間は、締め日は過ぎていますが、12月中にサービスや物品購入したことには変わりませんので年度内の経費とすることができます。この分を未払金計上することで節税につながります。

尚、購入したものが販売を目的とした場合、買掛金として計上します。

■従業員への給与や社会保険料は？

未払金の活用例として、従業員へ支払う給与にも展開することができます。締め後の給料は実際には支払ってなくても、年内の従業員の労働の対価として、当年度の必要経費にすることができます。

20日締めの場合は、給与額の3分の1程度、15日締めの場合は半分程度の目安として計上します。

その他、社会保険料などでも前月分を当月末日に支払う仕組みになっていますので、12月分の事業主負担分も未払金として計上できますので覚えておきましょう。



9月の税務カレンダー

9月10日（木）

8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



9月30日（水）

7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

22年1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例15： 宝石店（年間 17.2%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	1,327,556円／年	年間の電気料	1,098,980円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 228,576円 10年間で 2,285,760円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何？

■「非行」と「不良」

大まかには同意ですが、厳密に言うと「非行」の方が今後も罪を犯す可能性が大きい場合に使われ、そうでない場合は「不良」となります。

■「赤味噌」と「白味噌」

「赤味噌」は大豆を蒸して作られ、「白味噌」は、大豆をゆでてつくります。白味噌は、色の付く成分が溶け出してしまうため薄い色をしています。

■「重傷」と「軽症」

30日未満の治療を要する怪我を「軽症」と呼び、30日以上の治療を要する怪我を「重症」と区別しています。

■「フクロウ」と「ミミズク」

どちらもフクロウ科の鳥ですが、頭に長い羽毛を持つものを「ミミズク」、耳毛がないものを「フクロウ」といいます。

■「夕方」と「宵のうち」

気象台が1日の天気を3時間毎の八つに分けた表記で、午後3時から午後6時を「夕方」、午後6時から午後9時までを「宵のうち」と呼んでいます。



今月のコラム

朝晩はだいぶ涼しくなりました。先日、真夏の気分です窓全開で寝てしまい、少し寝冷えして調子が優れない今日この頃です。いよいよ食欲の秋！読書の秋！の到来です。最近はお仕事がとつても忙しくてなかなか大好きな読書も進みませんが、せっかくの秋の夜長は、読みたかった本を買い込んで、のんびりリラックスして読書も楽しみたいと思っています。

最近のニュースを騒がしている「新型コロナウイルスエンザ」ですが、もともと動物間で感染していたものが新たに人から人へ感染する能力をもったもので弱毒性とは言われていますが、一般の人は誰も免疫を持っていないため、急速に広がるおそれがあります。このウイルスは、今は弱毒性のようですが、感染を繰り返すうちに突然変異で毒性が強くなる可能性もあるとのことと怖いですね。

やはり予防は、外出から戻ったら手洗いうがいを欠かさないとよいです。同時に、栄養と休養を十分にとって免疫力を高めておきましょう。今年の九月は、五連休もありますし、お仕事同様プライベートも頑張りたい(?)と思っています。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

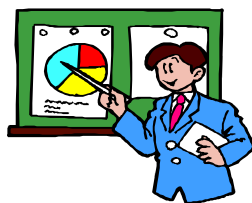
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



過ごしやすい季節になりました。
お仕事も頑張りましょう。

